

Title	産学連携における政府の役割の変化(知的財産権, 一般講演, 第22回年次学術大会)
Author(s)	加藤, 浩
Citation	年次学術大会講演要旨集, 22: 436-439
Issue Date	2007-10-27
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/7304
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

産学連携における政府の役割の変化

○加藤浩（経済産業省特許庁）

1. はじめに

産学連携については、近年、科学技術政策、産業政策など、様々な政策が関連しているが、本稿では、産学連携に関する政策の内、知財政策について報告する。

我が国における知財政策については、2002年11月に、知的財産基本法が成立して以降、急速に進展し、現在では、毎年、知的財産推進計画が策定されるという状況にある。

この知的財産推進計画は、国が策定する政策プランであるが、国の政策は、全国一律に画一的で公平な政策を実施することには適しているものの、地域ごとに異なる地域の特性に配慮した個性的な政策には必ずしも適しているとはいえない。現在は、「知的財産の制度・体制を整備する時代」から「知的財産を活用する時代」に移行したと見られているが、知財活用の主体は、地域における地場産業や地方大学などが重要な役割を担っており、地域の知財政策への期待が高まってきている。

このような状況下、地域独自の知的財産推進計画を策定する都道府県が増加しつつあり、現在では、27の都道府県において、地域独自の知的財産推進計画が策定されるに至っている。知財政策の担い手は、「国から地方へ」とシフトし、両者の役割が変化しつつあるといえよう。

本稿では、地域の知財政策に関するヒアリング調査、アンケート調査、計量分析調査の結果について報告し、国と地方自治体の役割分担や政策協力について考察する。なお、本報告は、筆者が政策研究大学院大学に出向中に特許庁委託事業として大学が実施した調査研究^(文献1)に関するものである。

2. 地域の知財政策の現状と課題 【ヒアリング調査結果】

ここでは、各都道府県による知財政策の取組状況について調査を実施した。そして、地域の知財政策について、①都道府県の知財政策に共通する施策、②地域の特性を活かした独自の施策、の2つに分類し、また、国の知財政策との役割分担という観点から、①国の施策の延長、②国の施策の補完、③地方独自の施策、の3つに分類して分析した。

(1) 都道府県の知財政策に共通する施策**(知財財産に関する普及・啓発)**

- 知的財産に関する普及・啓発に関する施策は、ほとんどの都道府県において、知財政策の重点施策の一つとして実施されている。特許出願の多い地域（東京都、大阪府）においても、中小企業や大学に対して、知的財産の普及・啓発が最も重要な施策の一つとなっている。
- 知的財産の普及・啓発の具体的な方法としては、「知財セミナーの開催」が最も多く、ほとんどの都道府県において実施されている。地域における知財セミナーの内容を分析すると、地域ごとに様々な工夫が見られ、「レベル別の企画」、「業種別の企画」、「大学向けの企画」など、各地域のニーズに配慮した企画がなされているところもある。
- 「県民の発明の日」の設定（愛知県）や、「県民発明制度」の実施（鳥取県）等、独自の施策により、大学を含む地域内における知的財産の普及・啓発の強化を図っているところもある。

(知的財産に関する情報提供)

- 知的財産に関する情報提供は、ほとんどの都道府県において、知財政策の一つとして実施されており、大学を含む地域内における知的財産の活用の促進を図っている。
- 知的財産に関する情報提供の手法としては、都道府県のホームページを介して情報提供を行う方法が最も普及している。情報提供の内容については、各都道府県ごとに異なり、大学向けの情報を充実させる等、地域のニーズに配慮した内容になっているところが多い。
- 情報提供の手段については、関係機関の情報交換会（宮城県）や連絡会議（大阪府）等の開催に

より実施しているところがある。大学の知財関係者もそのメンバーになっていることが多い。

(2) 地域の特性を活かした施策

(外国関連施策について)

○東京都、大阪府では、国際的な企業が多いという特性に配慮して、外国出願に関連した支援策を積極的に実施している。例えば、外国特許出願費用の助成、外国侵害調査費用の助成などがある。最近では、東京都、大阪府以外でも、外国関連の知的財産に関する施策を検討している都道府県（愛知県、福井県等）もある。

(模倣対策について)

○福岡県、大阪府では、アジア地域との経済的な関係が比較的強く、特許製品や登録種苗などの知的財産に関する模倣対策のニーズが高いという特性がある。このような地域では、輸入された違法農産物に関する情報収集の実施（福岡県）、特許情報センターにおけるアジア情報の提供（大阪府）などにより、模倣対策を積極的に推進している。

(産業集積について)

○宮城県、熊本県では、県外への産業の空洞化が懸念されており、このため、県内への産業集積に資する施策が重要視されている。このような地域では、知財政策についても、産業集積の推進に活かすことが検討又は実施されている。宮城県の産業クラスター事業、熊本県のフォレスト構想などにおいては、大学支援を含め産業集積に関する施策に知財政策の視点が考慮されている。

(政策強化について)

○鳥取県、北海道、愛知県では、大学を含む地域全体として知的財産に対する意識が比較的低く、地域の知的財産推進計画の策定だけでは知財政策として不十分であり、更なるアプローチが求められている。このような地域では、知的財産に関する条例の施行（鳥取県）、地方自治体における知財グループの設置（北海道、愛知県）等により、知財政策の強化が図られている。

(3) 国と地方との役割分担

(国の施策の延長)

○国が実施している施策に対して、地方自治体が、同一の施策を実施することにより、「国の施策の延長」として、施策の強化を図っているところがある。

【例】出願関連費用の助成（東京都、大阪府）

(国の施策の補完)

○国が実施している施策に関連する範囲で、国の施策が施されていない部分について、地方自治体が施策を実施し、「国の施策の補完」をすることにより、施策の充実を図っているところがある。【例】産業クラスター事業の周辺施策（宮城県）

(地方独自の施策)

○国が実施している施策とは独立して、地方自治体が、地域のニーズを配慮した上で、「地域独自の施策」を実施しているところがある。【例】県内地域ブランド戦略の策定（岐阜県）

3. 地域の知財政策に関する質問票調査 (文献1) 【アンケート調査結果】

地域における地方大学や公設試験研究所に対して、知財政策、及び、知的財産推進計画に関する質問票調査を行った。いずれの調査も、国による施策と地方自治体による施策に区分して分析した。なお、評価については、以下の5段階で実施した。

5. 役に立っている	4. どちらかという役に立っている	3. どちらともいえない	2. どちらかという役に立っていない	1. 役に立っていない
------------	-------------------	--------------	--------------------	-------------

(1) 知財政策に関する評価

現在、地域における知財政策は、国による施策と地方自治体による施策の2つが併存している。本調査では、各々の施策について、「人材の支援」、「情報の支援」、「資金の支援」という3つの観点から5段階評価による質問票調査を実施した。

国による知財政策については、約40%がポジティブな評価（「5.役に立っている」及び「4.どちらかという役に立っている」の合計）を示しており、これは、「人材の支援」、「情報の支援」、

「資金の支援」に区分しても同じ結果となった。

地方自治体による知財政策についても、**約40%**がポジティブな評価（「5.役に立っている」及び「4.どちらかというと役に立っている」の合計）を示しているが、これを、「人材の支援」、「情報の支援」、「資金の支援」に区分した場合には、「人材の支援」及び「情報の支援」については、**約40%**がポジティブな評価を示しているのに対して、「資金の支援」のみ、ポジティブな評価は、**約20%**と低い値になった。

●国の知財政策について

	人材の支援	情報の支援	資金の支援
5.役に立っている	21.2%	13.4%	23.6%
4.どちらかというと役に立っている	21.2%	32.1%	24.0%
3.どちらともいえない	43.3%	41.6%	38.5%
2.どちらかというと役に立っていない	8.2%	8.6%	7.7%
1.役に立っていない	6.3%	4.3%	6.3%

●Positive Data（国の知財政策）

	人材の支援	情報の支援	資金の支援
Positive Data（5.+4.）	42.4%	45.5%	47.6%

●地方自治体の知財政策について

	人材の支援	情報の支援	資金の支援
5.役に立っている	11.6%	7.6%	7.2%
4.どちらかというと役に立っている	25.6%	29.4%	11.9%
3.どちらともいえない	44.7%	47.2%	60.3%
2.どちらかというと役に立っていない	10.6%	9.1%	7.7%
1.役に立っていない	7.5%	6.6%	12.9%

●Positive Data（地方自治体の知財政策）

	人材の支援	情報の支援	資金の支援
Positive Data（5.+4.）	37.2%	37.0%	19.1%

（2）知的財産推進計画に関する評価

知的財産推進計画については、国により毎年、策定されているが、地方自治体による知的財産推進計画は、現時点では、約50%の地方自治体でのみ策定済みとなっている。

本調査では、各々の知的財産推進計画について、5段階評価による質問票調査を実施した。その結果、国による知的財産推進計画については、**約40%**がポジティブな評価（「5.役に立っている」及び「4.どちらかというと役に立っている」の合計）を示しているのに対して、地方自治体による知的財産推進計画については、**約60%**がポジティブな評価を示している。

●知的財産推進計画について

	国による推進計画	地方自治体による推進計画
5.役に立っている	12.4%	17.1%
4.どちらかというと役に立っている	31.1%	39.5%
3.どちらともいえない	50.8%	34.2%
2.どちらかというと役に立っていない	3.6%	6.6%
1.役に立っていない	2.1%	2.6%

●Positive Data

	国による推進計画	地方自治体による推進計画
Positive Data（5.+4.）	43.5%	56.6%

4. 地域の知財政策に関する計量分析 (文献1) 【計量分析結果】

ここでは、各地方自治体で策定されてきた知的財産推進計画がどのような経済的インパクトを持つのかについて、計量経済学的手法を用いて分析した。具体的には、各地方自治体による知的財産推進計画の策定が特許出願数、商標出願数にどのような影響を与えたかを分析した。推計式は以下の通りである。(Difference in Differences 分析)

$$Y_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 (\text{知財戦略策定都道府県ダミー})_i + \alpha_2 (\text{知財戦略策定年ダミー})_t + \alpha_3 (\text{知財戦略策定都道府県ダミー})_i \times (\text{知財戦略策定年ダミー})_t + X_{it} \alpha_4 + \varepsilon_{it}$$

【備考】添え字 i は都道府県、 t は年次を表す。 Y は被説明変数であり、ここでは就業者一人当たりの特許出願数、県内総生産当たりの特許出願数、就業者一人当たりの商標出願数、県内総生産当たりの商標出願数を被説明変数とした。知財戦略策定都道府県ダミーは、地域の知的財産推進計画を 2004 年度までに策定した都道府県であれば 1、その他の都道府県であれば 0 となるダミー変数である。

●計量分析結果

被説明変数	特許出願数		商標出願数	
	就業者数	県内総生産	就業者数	県内総生産
知財戦略策定後ダミー	2.42852** -0.95076	0.23857** -0.09936	0.74163*** -0.25606	0.07492*** -0.02678
知財戦略策定後ダミー (2002 年度導入)	0.00824 -1.54623	-0.0047 -0.16323	0.05341 -0.44305	0.0055 -0.0469
知財戦略策定後ダミー (2003 年度導入)	2.50901** -1.19847	0.22379* -0.12652	0.86128** -0.34341	0.07740** -0.03635
知財戦略策定後ダミー (2004 年度導入)	-1.074 -2.23025	-0.10895 -0.23545	0.01964 -0.63905	0.01131 -0.06765

【出典】政策研究大学院大学「大学における知的財産権研究プロジェクト研究成果報告書：地域の知財政策として大学支援策を実施するためのガイドライン策定研究」(H19.3) なお、このデータは、筆者が政策研究大学院大学に出向中に特許庁の委託事業として大学が実施した調査研究において、筆者の共同研究グループが実施した調査結果である。

分析の結果、知的財産推進計画を策定した都道府県の特許出願数、商標出願数に統計的に有意な上昇が見られた。また、知的財産推進計画を策定した年度により都道府県を区分して、その効果を推計したところ、2003 年度に知的財産推進計画を策定した都道府県のみで有意に特許出願数、商標出願数が増加することが確認された。

5. 考察

- ヒアリング調査の結果より、現在、各都道府県に共通して実施されている知財政策の他、各都道府県における地域の特性を生かした独自の知財政策が積極的に展開されていることがわかった。地域の知財政策の役割が高まり、知財政策の担い手が国から地方にシフトしつつあるといえる。
- アンケート調査の結果より、都道府県の知財政策に対する評価の方が国の知財政策の評価よりも低いことがわかった。人材、情報、資金の 3 つに区分した場合、都道府県においては、特に、資金の支援の評価が低かった。各都道府県においては、このような現状に配慮した政策を検討することに期待したい。
- 計量分析調査の結果より、都道府県が策定した知的財産推進計画を導入した場合に、その都道府県に知財創出の効果(特許、商標)が有意に認められることがわかった。ただし、2004 年度の知的財産推進計画を導入した都道府県では、その有意性を認めることができず、その原因については今後の検討課題である。

【参考文献】

1. 政策研究大学院大学「大学における知的財産権研究プロジェクト研究成果報告書：地域の知財政策として大学支援策を実施するためのガイドライン策定研究」(H19.3)
2. 特許庁「特許行政年次報告書 2007 年版」(H19.7)
3. 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2007」(H19.6)